

令和8年度愛媛県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 Q & A

令和8年9月11日時点

No.	項目	質問内容	回答
1	要綱第2条 (交付対象者)	補助対象となるのは、法人単位か、事業所単位か。	法人単位です。法人で複数の介護等事業所の交付申請等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめてご提出をお願いします。 対象は、愛媛県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所・介護施設を運営する法人となります。 なお、他の都道府県から同様の補助金を受給する場合、補助の重複が無いよう、按分を行う必要があります。
2	要綱第2条 (交付対象者)	「同一関係ではない」とは、どういうことか。	法人グループ内に100%子会社、資本金・出資金の1/2以上を有する法人、議決権の50%超を有する法人、代表者が同じ法人が存在する場合は、実質的に同一法人とみなされるので、これらの法人が含まれた法人グループは認められません。
3	要綱第2条 (交付対象者)	愛媛県内に事務所はあるが、法人所在地が他の都道府県にある場合は対象となるか。	愛媛県内の事業所のための採用活動等である場合は対象となります。 なお、他の都道府県から同様の補助金を受給する場合、補助の重複が無いよう、按分を行う必要があります。
4	要綱第2条 (交付対象者)	医療法人でも申請は可能か。	可能です。法人の種別は問いません。 ただし、愛媛県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所・介護施設を運営する法人である必要があります。
5	要綱第2条 (交付対象者)	構成する法人グループに介護福祉士養成施設・日本語学校・送出機関等を含めることは可能か。	できません。 対象は、愛媛県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所・介護施設を運営する法人となります。
6	要綱第2条 (交付対象者)	法人グループの代表法人が法人グループ内の各法人の補助金を取りまとめて受け取り又は事業経費を支払うことは可能か。	できません。 法人グループ内の各法人それぞれに補助金を交付しますので、経費の精算は各法人が行ってください。
7	要綱第3条・別表 (補助対象事業)	日本国内での外国人介護人材採用に係る取組は対象となるのか。	対象外となります。海外現地での外国人介護人材採用に係る取組が対象となります。
8	要綱第3条・別表 (補助対象事業)	対象となる在留資格は何か。	在留資格は問いません。
9	要綱第3条・別表 (補助対象事業)	現地にて採用・広報活動を行ったが、実際に採用に至らなかった場合、補助金を返還する必要はあるのか。	実際に採用に至らなかったとしても、返還する必要はありません。 ただし、その理由やその後の経過等をお尋ねする場合がありますのでご注意ください。
10	要綱第3条・別表 (補助対象事業)	現地の生活・文化・風習等の事前調査として、現地の施設を見学する内容は対象になるのか。	一般的に観光場所として訪問される場所は対象となりません。
11	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	渡航費用等を一旦、渡航者が立て替え、後で法人から支払いを行った場合の支払根拠資料はどうしたらよいか。	渡航者が立て替えた場合は、渡航者が現地で支払ったことを証明する資料と、法人が渡航者に支払ったことを証明する資料を併せてご提出ください。
12	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	空港までの国内移動に係る費用は対象となるか。	海外に渡航するための、空港までの国内移動費については、連続する行程になっているなど、海外渡航のために明らかに必要だと判断できる場合は対象となります。安価な経路を優先してください。
13	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	旅客機の座席はビジネスクラスでもよいか。	ビジネスクラスの利用自体は可能ですが、補助対象は当該便のエコノミークラスの旅客運賃となります。 ビジネスクラスを利用した場合は当該便のエコノミークラスの根拠資料を提示のうえ、エコノミークラスの金額で申請をお願いします。
14	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	食糧費とは、どういうものが対象となるか。	説明会等の際に提供するお茶等が対象となります。
15	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	海外現地での飲食代（朝食、昼食等）や日本国内の空港での飲食代は対象となるのか。	対象外となります。
16	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者等に支払う手数料は補助対象となるのか。	対象外となります。

17	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	監理団体に対して支払う監理費や、登録支援 機関に対して支払う支援委託手数料は補助対 象となるのか。	対象外となります。
18	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	「食費」は補助対象から除外されるとのこと だが、宿泊費が朝食込みの値段となっている 場合、どうしたらよいか。	食事代については、宿泊費と分けていただくことが望ま しいですが、宿泊施設が定める料金に朝食代が含まれて おり、内訳が不明で不可分である場合は、朝食込みの値 段を宿泊費として計上して構いません。一方、昼食及び 夕食については、現地で当日調達することが可能であ り、その選択は旅行者個人の自由裁量によりますので、 原則、除外します。なお、航空機搭乗中の食事について は、航空券代に含まれる限りにおいて、航空費の一部と みなします。
19	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	「治療費（海外保険料は除く。）」とは、ど ういうことか。	海外渡航に係る海外保険料については、事業の安全な遂 行に必要なもの（予定されるもの）として、旅費に計上 して構いません。一方、現地病院の受診料や薬代などに ついては、事業に直接起因しないもの（突発的なもの） とみなし、補助対象経費から除外します。 なお、本補助金を活用した海外渡航において発生した事 件・事故等について、県はいかなる責任も負いません （必要に応じて任意保険を活用してください）。
20	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	「法人グループを構成する者又は当該事業者 が設置する介護施設等の職員以外の者の旅費 （業務の一部を外部団体等に委託する場合の 委託費に含まれる場合を除く。）」とは、ど ういうことか。	本補助金の目的は、「現地での人材確保に資する取組を 行う法人グループを構成する者に対して支援を行うこ と」であり、当該事業者（その事業者が目的を達成す るために一部事業を委託する場合の受託者を含む。）のみ を補助対象とします。例えば、法人グループを構成す る者の職員が家族を帯同して海外渡航した場合の家族の旅 費や、当該委託業務以外の営利を目的として同行する者 の旅費などは、本補助金の対象外です。
21	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	通訳者への支払を現地通貨で行いたい、補 助対象になるか。	本補助金は、日本円での支払を想定しています。現地へ の支払が必要な場合は、国内の金融機関から外貨送金に より行ってください。なお、その際に生じた手数料につ いては、役務費として計上して構いません。
22	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料と してよいか。	現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳し たものを併せて提出してください。 また、支払時の為替レートがわかる資料（例：換算レ ートが記載された明細など）も併せてご提出ください。
23	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	現地で領収書をもらえなかったため、支払根 拠資料の提出ができない場合はどうすればよ いか。	支払根拠資料が提出できない場合は、原則、経費として 認められません。
24	要綱第3条・別表 (補助対象経費)	支払根拠資料について、クレジットカードで 支払ったため領収書がない場合は銀行の振込 依頼書でよいか。	振込依頼書をご提出いただく場合は、それに加えて支払 完了が確認できる口座の写し（通帳の記載や明細書な ど）も併せてご提出ください。 支払の事実が確認できる資料を一式揃えていただくよう お願いします。
25	要綱第4条 (補助対象事業の実施 期間)	補助対象期間はいつからいつまでか。	交付決定のあった日から2月末日までとなります。 2月末日までに経費の支払いまで全て完了するものと します。 なお、補助対象期間であっても、支払証拠資料（領収書 等）が揃っていない場合には、補助金の交付はできま せんのでご了承ください。 ※振込による支払も2月末日までに完了している必要があ ります。 ※同日を超えた支出は補助対象外となりますのでご注意 ください。
26	要綱第7条 (交付決定)	申請すれば必ず補助金が交付されるのか。ま た、申請額どおりに補助金が交付されるか。	交付決定は先着順で申請書類を審査し、予算の範囲内 で行います。 また、予算の範囲内での補助になりますので、全体の申 請額が予算を超える場合には、県が調整し、減額する可 能性があります。
27	要綱第10条 (実績報告)	補助対象事業の概要を示す資料・写真等はど のようなものを提出すればよいか。	例としては、説明会を開催したのであればチラシ等の広 報物や参加人数等説明会の実績等、大学の訪問等であ れば会議等の参加者や実施場所が記された議事録、現地訪 問先での写真等が想定されます。あくまで例となります ので適宜ご相談ください。